

建設工事における最低制限価格の算定式の公表について お知らせ

岡山県土木部

岡山県建設工事入札に係る最低制限価格の算定式について、要領を定め公表しましたので、お知らせします。

なお、設計金額（消費税額及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）8千万円以上の工事で、総合評価落札方式によらず価格競争とした場合の最低制限価格は、低入札価格調査制度の調査基準価格と同じ算定式を用いて算出することとしています。

最低制限価格の算定式

設計金額に応じて、次のとおり設定します。

1 設計金額が8千万円未満の工事

予定価格 × 91%

※ 予定価格には消費税額及び地方消費税の額を含みません（以下同じ。）。

※ 計算の結果、10万円（設計金額が1千万円未満の場合は1万円）未満の端数を生じた場合は、切り捨てた額とします。

2 設計金額が8千万円以上の工事（一般土木工事の場合）

予定価格の75%以上92%以下の範囲で、次に掲げる額の合計額

- ・ 直接工事費 × 97%
- ・ 共通仮設費 × 90%
- ・ 現場管理費 × 90%
- ・ 一般管理費等 × 68%

※ 上記の合計額に10万円未満の端数を生じた場合は、切り捨てた額とします。

※ 上記の合計額が予定価格の75%に満たない場合は、予定価格に75%を乗じた額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り上げた額）とし、予定価格の92%を超える場合は、予定価格に92%を乗じた額（その額に10万円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てた額）とします。

※ その他の工事については、「岡山県建設工事入札に係る最低制限価格制度実施要領」をご覧ください。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483